

確認申請を要する建築物(建築基準法第6条第1項)

法令	用途・構造	規模	工事種別	消防局
法第6条 第1項	1号 下記の用途に供する特殊建築物。 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場。 ・病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、 ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、 児童福祉施設等(令19条参照)。 ・学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場。 ・百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店、 物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。) ・倉庫。 ・自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ。	用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。	建築(新築・増築・改築、移転)大規模の修繕、大規模の模様替、特殊建築物への用途変更	同意
	2号 木造の建築物。	・3以上の階数を有すもの。 ・延面積が500㎡を超えるもの。 ・高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの。		
	3号 木造以外の建築物。	・2以上の階数を有すもの。 ・延面積が200㎡を超えるもの。		
	4号 上記1号～3号以外の全ての建築物。		建築	

※本表に該当し確認申請したものの計画の変更は、国土交通省令で定める「軽微な変更」を除き確認申請を要する。